

議案第 78 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
 図るための関係条例の整備に関する条例

(羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第  
 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては  
 「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」とい  
 う。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在する  
 ときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(休職給)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第 2 項 <u>又は</u> 第 3 項に規定する職員          が、<u>これらの規定に規定する期間内</u>          で期末手当の支給日前 1 か月以内に          退職し、又は死亡したときは、その          支給日に<u>それぞれ第 2 項又は第 3 項</u>  <u>の例による額の期末手当を支給する</u>          ことができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び          12 月 1 日（以下この条から第 21          条の 3 までにおいてこれらの日を          「基準日」という。）にそれぞれ在          職する職員に対して、それぞれ基準          日の属する月の市長が定める日（次</p>	<p>(休職給)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第 2 項 <u>及び</u> 第 3 項に規定する職員          が、<u>当該各項に規定する期間内</u>で期          末手当の支給日前 1 か月以内に退職          し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条</u>  <u>第 1 号に該当して同法第 28 条第 4</u>  <u>項の規定により失職し</u>、又は死亡し          たときは、その支給日に<u>当該各項の</u>  <u>例による額の期末手当を支給するこ</u>  <u>とができる。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び          12 月 1 日（以下この条から第 21          条の 3 までにおいてこれらの日を          「基準日」という。）にそれぞれ在          職する職員に対して、それぞれ基準          日の属する月の市長が定める日（次</p>

条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第8条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。)についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第21条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、

条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第8条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。)についても同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第21条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、

それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第8条第7項の適用を受ける職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは 地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第8条第7項の適用を受ける職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(羽生市公共下水道条例の一部改正)

第2条 羽生市公共下水道条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事指定店の指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2) 法人にあっては<u>定款の写し及び登記事項証明書</u>、個人にあってはその住民票の写し及び履歴書</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(工事指定店の指定)</p> <p>第6条の3 市長は、前条第1項の<u>規定による</u>指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その役員のうち<u>にアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p>	<p>(工事指定店の指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2) 法人にあっては、<u>定款の写し及び登記事項証明書</u>、個人にあってはその住民票の写し及び履歴書</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(工事指定店の指定)</p> <p>第6条の3 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 法人であって、その役員のうち<u>にアからウまでのいずれかに該当する者</u></p>

2～4 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第6条の7 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者

(3) 精神の機能の障がいにより責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障がいを有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

4 (略)

(責任技術者証)

第6条の8 市長は、前条第1項に規定する登録資格を有する者から第6条の6第1項の規定による申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。

2 (略)

3 責任技術者は、前条第4項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 (略)

2～4 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第6条の7 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者

3 (略)

(責任技術者証)

第6条の8 市長は、前条第1項に規定する登録資格を有する者から第6条の6第1項の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。

2 (略)

3 責任技術者は、前条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 (略)

<p>(工事指定店変更の届出等)</p> <p>第6条の12 工事指定店は、営業所の名称若しくは所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、<u>第6条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき</u>又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(工事指定店変更の届出等)</p> <p>第6条の12 工事指定店は、営業所の名称若しくは所在地その他規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
---	--

(羽生市消防団条例の一部改正)

第3条 羽生市消防団条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u></p> <p>(分限等)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u></p> <p>(分限等)</p> <p>第7条 (略)</p>

<p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号（<u>第2号</u>を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号（<u>第3号</u>を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の羽生市一般職職員の給与に関する条例第21条第1項及び第4項、第21条の4第2号（同条例第21条の4第5項及び第8条第8項において準用する場合を含む。）、第21条の4第1項及び第2項第1号並びに第8条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(羽生市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の羽生市公共下水道条例の規定に基づき行われた処分の効力については、なお従前の例による。

令和元年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明